

高知県東部体験型観光促進事業費補助金 事務取扱要領

【事業目的】

高知県東部広域観光振興中期(長期)計画を効果的に実行するため、地域が主体となっておうとする体験型観光資源の開発及び磨き上げを総合的に支援することを目的とし、その主な内容は以下のとおりとする。

- ①一般旅行及び教育旅行の受入れに向けた体験プログラム等の開発及び磨き上げの促進
- ②インストラクターやガイド等の人材育成の促進

※その他、体験型観光の促進に繋がる事項に対して支援を行うことを目的とする。

【補助対象団体】

一般社団法人高知県東部観光協議会(以下、「協議会」という。)を構成する9市町村(室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村)(以下、「構成市町村」という。)のいずれかの市町村より推薦を受けた、以下の実行委員会もしくは団体。

- ①構成市町村単独もしくは複数の市町村又は当該市町村で組織する実行委員会
- ②構成市町村を基盤として活動している公共的団体又は体験型観光を実施及び促進している団体

※営利企業や商工会議所等については、上事の事業目的に沿った取組みを行う場合についてのみ、審査のうえ補助対象とすることがある。

【補助対象事業の範囲】(一般旅行推進事業及び教育旅行推進事業)

体験型観光促進事業費補助金の目的に資するソフト事業を補助対象とする。

〈対象例〉

- ・体験プログラム等の開発及び磨き上げに必要な物品の購入費用
- ・インストラクター及びガイド養成(人材育成)費用
- ・着地型商品を盛り込んだツアー等の造成及び広告費用

〈留意事項〉

- ・同一団体に対する補助金の交付は、単年度につき1回限りとする。
- ・同一事業に対する補助金の交付回数は、3回を限度とする。

※ただし、代表理事が必要と認めた事業及び毎年事業内容が発展するものや市町村を変えて実施する場合は、この限りではない。

※同一事業とは、同一市町村内で同じ形式で実施する事業とする。

【事業予算額】

2,000,000 円

【補助限度額】

1団体につき、400,000 円を限度に補助する。

※ただし、予算の範囲内において申請内容を精査し、増減額する場合がある。

【補助申請等】

①構成市町村

補助金の交付を受けようとする補助事業者の事業内容を審査し、適当と認めた際は速やかに推薦書(様式第1号)を代表理事に提出しなければならない。

②補助を受けようとする者

推薦書(様式第1号)の提出日より起算して10日以内に、交付申請書(様式第2号)及び実施計画書(様式第3号)を、代表理事に提出しなければならない。

なお、補助対象団体の事業概要及び実績がわかる資料を合わせて添付すること。

<留意事項>

※途中で事業内容等の変更が生じた際は、必ず事前に協議会に相談すること。

事前の相談なく事業内容を変更した場合は、変更部分については補助対象とならない場合がある。

※予算が無くなり次第、募集を終了する。